平成２７年（フ）第８４号
山口県周南市遠石２丁目12番45号
債務者　前田　道子
1　決定年月日時　平成27年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２７年（フ）第１２２号
福島県田村市船引町船引字安久津125番地３
安久津住宅３号室
債務者　伊藤　陽一
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月20日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２７年（フ）第７８４号
神戸市東灘区青木６丁目８番38―1308号
債務者　山田　朋子
1　決定年月日時　平成27年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８２７号
神戸市須磨区須磨浦通６丁目１番１号エメラルド須磨Ｄ201
債務者　大西　一夫
1　決定年月日時　平成27年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８２８号
神戸市東灘区御影石町３丁目４番18号
債務者　中山　雄三
1　決定年月日時　平成27年11月16日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４１８号
川崎市宮前区宮前平１丁目６番地14　ハーバー宮前、前住所神奈川県厚木市緑ケ丘３丁目１番３―101号
債務者　滝口　直人
1　決定年月日時　平成27年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第４２８号
川崎市高津区久末310番地１　パークサイド日吉　101
債務者　武田　未那
1　決定年月日時　平成27年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第４９４号
川崎市多摩区菅２丁目15番28―201号
債務者　湯田　好彦
1　決定年月日時　平成27年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第４９７号
川崎市川崎区伊勢町23番１号　ハイツ84203、前住所川崎市川崎区藤崎４丁目16番10―404号
債務者　森山　秀一
1　決定年月日時　平成27年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第５０１号
川崎市多摩区生田８－８－９　光シャンブル生田301、住民票上の住所川崎市川崎区日ノ出２丁目３番17号　コーポコーエイ日ノ出302
債務者　中堀絵里央
1　決定年月日時　平成27年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第５１０号
川崎市多摩区菅北浦２丁目６番８号　カトレヤマンション　301、前住所東京都大田区中馬込２丁目16番６号
債務者　佐藤ひとみ
1　決定年月日時　平成27年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第５２１号
川崎市多摩区登戸57番地　グリーンフィールド　201
債務者　池田友紀子
1　決定年月日時　平成27年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第５２２号
川崎市中原区上平間1700番地73　コーポ成寿102
債務者　濱畑　清子
1　決定年月日時　平成27年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第５３４号
川崎市中原区上平間290番地９
債務者　我妻　悦子
1　決定年月日時　平成27年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第５６４号
川崎市高津区二子１丁目26番26―304号　リバティ多摩川
債務者　谷口さつき
1　決定年月日時　平成27年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第１７３号
広島県福山市沼隈町大字草深2218番地13
債務者　小林　笑子
1　決定年月日時　平成27年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第５５０号
熊本市中央区本荘５丁目９番９―306号　リベルテ本荘
債務者　井上　愛美
1　決定年月日時　平成27年11月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係